

国内排出量取引制度の 法的課題に関する検討会について

環境省 国内排出量取引制度の法的課題に関する検討会

■ 検討内容

- 排出枠の割当に関する憲法上の課題
- 排出枠の割当に関する行政法上の課題
- 排出枠の民事法上の法的性質及び法的位置づけ
- 国境調整措置の国際法上の論点整理
- 排出枠の取引規制の論点整理
- 中環審国内排出量取引制度小委員会で指摘された事項

■ 平成20年度の検討日程

- 平成20年3月27日～平成21年3月9日にかけて、5回開催(非公開)
- 平成21年4月7日 中間報告の公表
 - 憲法上の論点整理
 - 行政法上の論点整理
 - 取引実務面の論点整理

環境省 国内排出量取引制度の法的課題に関する検討会

■ 平成21年度の検討日程

- 平成21年5月30日～11月23日にかけて、7回開催（非公開）
- **平成22年1月13日 第二次中間報告の公表**
 - 民事法上の論点整理
 - 国際法上の論点整理

■ 平成22年度の検討日程

- 平成22年8月31日～12月6日にかけて、5回開催（非公開）
- **平成23年1月28日 第三次中間報告の公表**
 - 取引規制の論点整理

■ 平成23年度の検討日程

- 平成23年9月14日～2月22日にかけて、3回開催（非公開）
- **平成24年3月 第四次中間報告の公表**
 - 民事法上の論点に関する積み残し事項の整理
 - 中環審国内排出量取引制度小委員会で指摘された事項の整理

法的課題に関する検討会・委員名簿(平成24年3月現在)

早稲田大学大学院法務研究科教授	大塚 直(座長)
長島・大野・常松法律事務所 弁護士	太田 穰
立教大学法学部教授	神橋 一彦
早稲田大学大学院法務研究科教授	黒沼 悦郎
龍谷大学法学部教授	高村 ゆかり
立教大学大学院法務研究科教授	野澤 正充
中央大学大学院法務研究科教授	野村 修也
慶應義塾大学大学院法務研究科教授	松尾 弘
大阪大学大学院高等司法研究科教授	松本 和彦
森・濱田松本法律事務所 弁護士	武川 丈士
三井物産(株)金融・新事業推進本部商品市場部エネルギー営業室	津金 泰正
ナットソース・ジャパン(株)執行役員 トランザクション・ユニットマネージャー	春田 五穂
三菱UFJ信託銀行(株)資産金融第一部排出権信託グループ推進役	平野 雅裕(当時)
国際協力銀行特命審議役環境ビジネス支援室長	本郷 尚
(株)東京証券取引所上場部 排出量取引プロジェクト担当課長	松尾 琢己
清和大学法学部専任講師(補助委員)	手塚 一郎

・ 事務局 環境省

・ オブザーバー 法務省、金融庁

中間報告(平成21年4月7日公表)の概要

■ 憲法上の論点整理

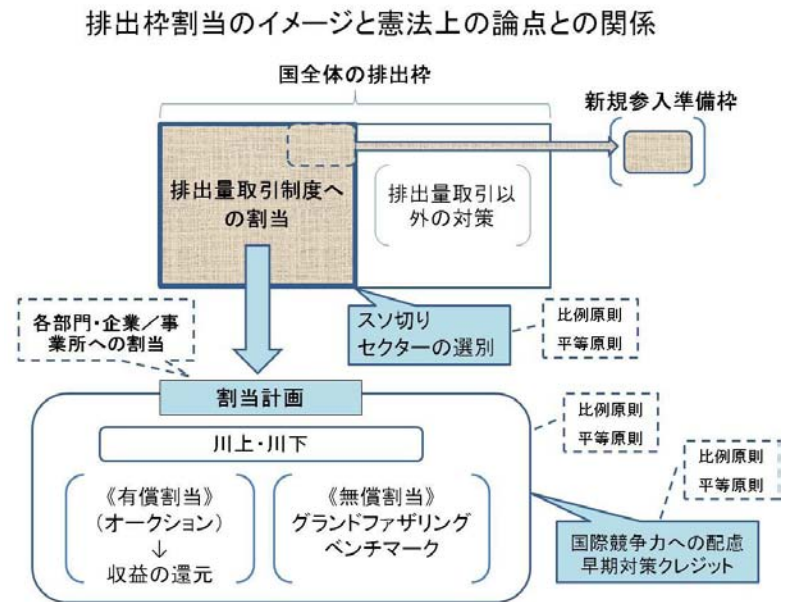
- 営業の自由、平等原則、財政原則(租税法律主義)に照らし検討。
- 国内排出量取引制度は、単純な総量規制よりも侵害度が緩和。制度設計要素が合理的根拠に基づいていれば、憲法の趣旨に違反するとは言えない。

■ 行政法上の論点整理

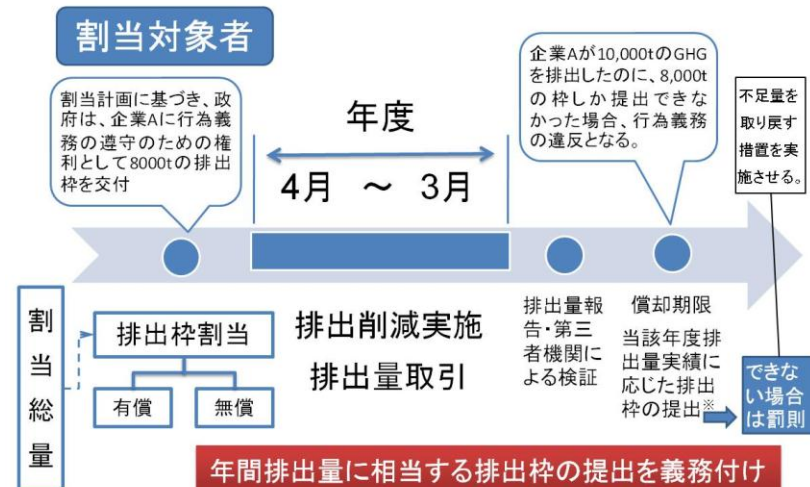
- 排出枠の割当の行政法的位置づけと、紛争処理の在り方を検討。
- 排出枠及びその割当は行政処分。許可制とも行為義務とも整理できる。
- 排出枠の割当に係る事前手続を十全なものとし、かつ特別の紛争処理機関を設けることが適当。

■ 取引実務面の論点整理

- 取引安定化のための論点を列挙。



オプション2: 行為義務を前提とした取引のイメージ



※ 取引のほか、バンキング、ボローイングなど柔軟な対応も可能

第二次中間報告(平成22年1月13日公表)の概要

■ 民法上上の論点整理

○ 排出枠の保有者は、第1に、一定量の排出をすることができる、すなわち、それを国に対して譲渡することにより償却義務を履行できること、第2に、それを(国以外の)他人に対して譲渡できることを内容とする民法上上の「特殊な財産権」を有する。

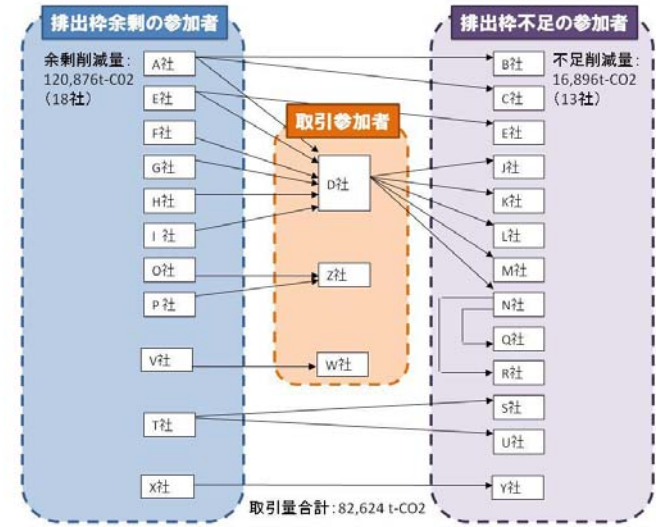
○ 排出枠の取引の信頼性を確保するための基本的な規律と、問題事例の対応のために必要な特則について検討。

■ 国際法上の論点整理

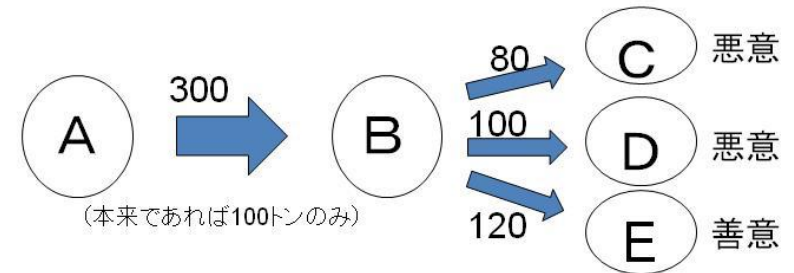
○ 国際競争力への配慮措置としての国境調整措置について、GATT/WTOの規定と過去の裁定から実現可能性を検討。

○ 国境調整措置の対象は、競争上真に問題があるエネルギー集約的な基礎的な産品、計算が簡単な産品に限定すべき。

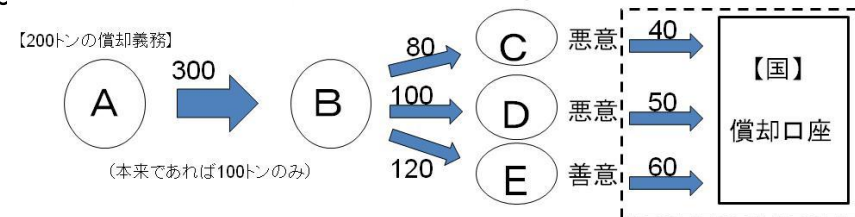
JVETS第1期における排出枠の輻転流通の例



移転における問題事例



償却における問題事例



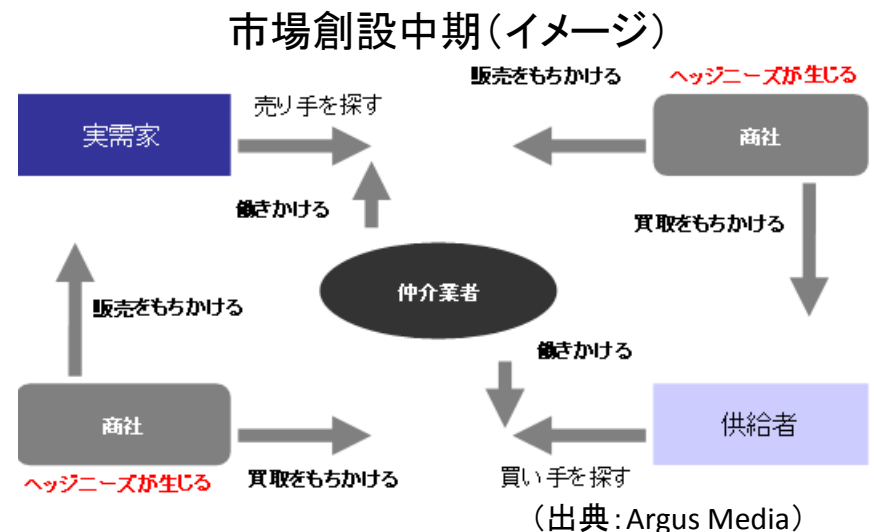
第三次中間報告(平成23年1月28日公表)の概要

■ 取引規制の論点整理

- 国内CER市場の現状をかんがみるに、排出枠市場において、取引が突然活発化して市場が発展するとは考えられず、当初は相対取引が主流の、市場創設中期の段階に留まると予想される。ただし、将来的には、取引へのニーズが増えて市場が発展し、取引業者同士の実需取引やリスクヘッジの需要が生じ、取引所等が活用される可能性もある。
- このような前提の下、市場参加者等の範囲、参入規制の要否、仲介業者・取引業者等に係る規制の在り方、取引所に対する規制の在り方、不公正取引に対する規制の在り方等、排出枠の買い占めや価格操作等の不公正な取引を防止する観点から、取引に関するルールの具体化に向けた論点整理を行った。

■ 政府が果たす役割

- 排出枠の取引の健全性を確保するためには、排出枠の需給に関する正確な情報の普及が必須であることから、政府等による排出枠の取引に係る情報の開示の在り方について検討。



第四次中間報告(平成24年3月16日公表)の概要

■ 民法上の論点に関する積み残し事項の整理

- 第2次中間報告においては、政府による排出枠の割当に過誤があった場合の整理として、行政処分(割当行為)が取り消されることにより、制度対象者に誤って割り当てられた排出枠も原則として遡って無効なものとなるが、誤って割り当てられた者から善意又は無重過失で取得した者に限り、善意取得によって排出枠を取得しているものと整理した。
- 他方で、第四次中間報告では、排出枠の割当がいわば授益的な行政行為であるということに鑑み、行政の過誤等のリスクにより取引の安全を害することがないように、行政行為の取消しによる効果を遡及せず、排出枠を無効と扱わない可能性も検討。そのほか、私人間の排出枠取引に振替手続の過誤があった場合の整理等についての積み残し論点を整理。

■ 中環審国内排出量取引制度小委員会中間整理で示された事項の整理

- 国内排出量取引制度小委員会中間整理において、「複数事業者単位による排出枠の償却義務の遵守を認めることについては、法制度上の課題に照らした検討が必要である」とされたことを受け、複数事業者をまとめて義務の主体とする場合の法的な課題について検討を行った。
- また、上記中間整理において、オークションによる排出枠の配分について法的性質を整理する必要があるとされたことを受け、処分の性質及び払込金の性質について整理。